介護職未経験の皆様へ

介護職員初任者研修 受講料補助制度のご案内

募集期間：令和７年４月７日（月）～令和８年３月１３日（金）（必着）
※予算上限に達し次第募集終了

補助金最大１０万円

※教材費、補講費等除く

介護職員初任者研修受講料補助制度とは？

介護未経験で就労した方が介護業務に自信を持って取り組めるよう、
介護職員初任者研修の受講料をサポートする和歌山県の制度です。

介護職員初任者研修とは？

介護職員として基本的な介護業務(入浴介助、食事介助、移乗介助等)を行えるよう
知識や技術を学ぶ研修です。訪問介護員(ホームヘルパー)として働くために必要な研修です。

補助金の対象者は？

今まで介護職員としての勤務経験がなく、初めて介護職員として就労した方が対象です。
詳細は裏面をご覧ください。

お問い合わせ

〒640-8585　Tel:073-441-2519
和歌山県庁長寿社会課振興班

和歌山県　初任者研修　補助金

URL：https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/d00213048

補助対象者/補助金額/申請方法等の詳細は県ＨＰと裏面をチェック

≪補助対象者≫

以下のすべての事項に該当する方

- 現在和歌山県内の介護事業所等(※)に介護職員として勤務しており、引き続き勤務する意思がある方
- 現職以前に介護職員として勤務した経験がない方（学生時代のアルバイト除く）
- 以下のいずれかに該当する方

  ア　県福祉人材センターまたは紀南福祉人材バンクに求職登録していた

  イ　ハローワークに求職登録していた

  ウ　就労決定日から起算して、過去３年以内に県福祉人材センターまたは紀南福祉人材バンクの就労支援を受けた

  （アまたはイに該当する方）

  エ　求職登録の有効期間内に就職が決定した
- 介護職員初任者研修の申込時において、現在の勤務先への就職が決定していた方
- 就労開始から６か月以内に介護職員初任者研修を申し込んでいた方
- 就労開始から１年以内に介護職員初任者研修を修了した方
- 年間勤務日数 180 日以上である方（見込み含む）
- 介護職員初任者研修受講料について、他機関からの助成を受けていない方
- 令和７年４月１日以降に介護職員初任者研修を修了した方

※：対象となる介護サービス事業所

介護サービス事業所の種別	
訪問介護 （介護予防）訪問入浴介護 通所介護 （介護予防）通所リハビリテーション （介護予防）短期入所生活介護 （介護予防）短期入所療養介護 （介護予防）特定施設入居者生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 （介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院	第一号訪問事業 第一号通所事業
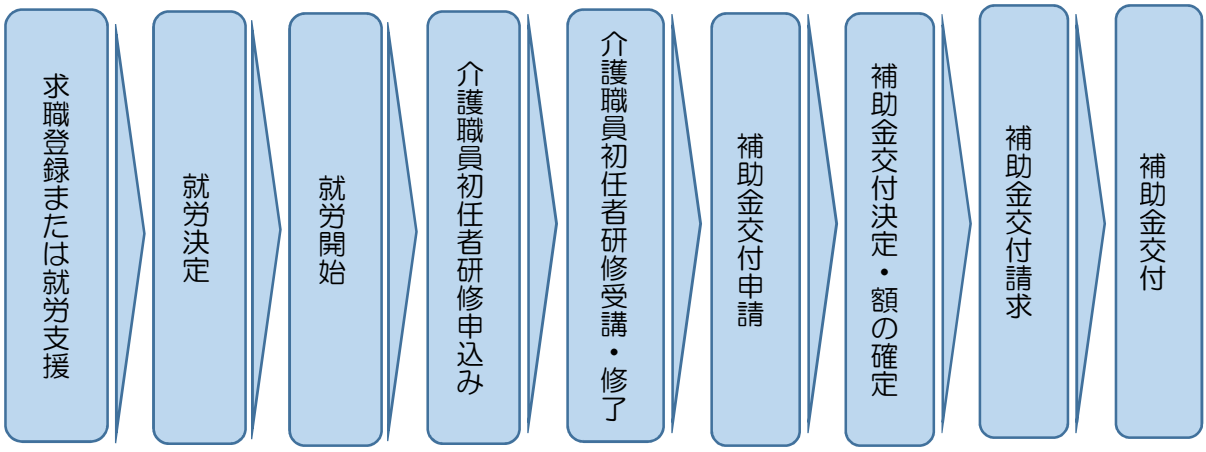
≪補助金交付申請の流れ≫